

事 務 連 絡
令和 8 年 1 月 23 日

各都道府県・市区町村生活困窮者自立支援制度担当課（室）御中

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室

自立相談支援事業等を委託する際の留意事項等について

平素より、生活困窮者自立支援制度の運用につきご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。
自立相談支援事業は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づき都道府県等において実施されているところ、都道府県等は、事業の事務の全部又は一部について、適切、公正、中立かつ効率的に事業を実施することができる社会福祉法人等に委託することができることとされており、実際に、自治体直営と委託を組み合わせて実施する場合も含め、半数以上の都道府県等が委託により事業を実施しています。

また、物価上昇が継続している状況下において、「経済財政運営と改革の基本方針2025について」（令和7年6月13日閣議決定。以下「骨太の方針2025」という。）では、「物価上昇を上回る賃上げを普及・定着させ、現在及び将来の賃金・所得が継続的に増加する「賃上げを起点とした成長型経済」を実現することを目指す」とされており、物価上昇を上回る賃上げが求められています。

生活困窮者自立支援制度の各事業に携わる支援員等の処遇については、事業の実施主体である自治体において、事業委託の契約内容等の中で適切に勘案いただいているものと承知していますが、事業を委託する等の際には、下記について十分ご留意の上、支援員等の皆様が安心して職務を全うできる環境づくりにご尽力いただきますようお願いいたします。

記

1 物価上昇を踏まえた処遇改善の対応について

物価上昇等を踏まえ、特に全産業平均を下回る賃金で働く支援員等が安心して支援に当たれるよう、適正に委託事業費や会計年度任用職員の給与の設定等を行っていただきますよう改めてお願いいたします。

なお、令和8年度の事業実施に当たって、物価上昇等を考慮して支援員の処遇改善等を行うことにより、事業の所要額が増加して国庫負担（補助）基準額を超過する場合には、委託先の賃金体系、処遇改善の状況等が分かる資料等を添付の上で個別に協議をいただき、当室においてその必要性を確認できた場合には、基準額を超過する分を含め予算の範囲内で所要の財政措置を行います。

2 子どもの学習・生活支援事業の基本基準額の引上げを踏まえた対応等について

令和8年度予算（案）においては、昨今の賃金上昇等を踏まえ、子どもの学習・生活支援事業の基本基準額の引上げを行うこととしています。各自治体においては、これも念頭に適正な委託事業費等を算定した上で、必要な予算の確保を行っていただくようお願いいたします。

なお、生活困窮者自立支援制度の各事業の国庫負担（補助）基準額については、現在実施している支援員の配置状況・業務等の実態把握等に関する調査結果等を踏まえ、令和9年度以降に見直すことを検討していますので、あらかじめご承知おき願います。

3 自立相談支援事業の委託先選定ガイドラインについて

生活困窮者自立支援制度は、人が人を支える制度であることから、制度に携わる支援員の処遇改善を図り良質な人材を確保することは、複雑・複合化した課題を抱える者への寄り添った支援と事業の円滑な運営に当たって何より重要です。

そのため、委託先を選定するに当たっては、委託先において支援員の処遇改善に向けた取組（賃上げの仕組み、キャリアアップの仕組み）が行われているかを確認し、評価することも有効です。こうした委託先選定時の具体的な留意事項等については、「自立相談支援事業の委託先選定ガイドラインについて」（令和6年6月24日社援地発0624第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）においてお示ししていますので、改めてガイドラインをご確認いただき、自立相談支援事業を始めとして、生活困窮者自立支援制度の各事業を委託する場合の参考としていただきますようお願いいたします。

以 上